

一般社団法人医療情報標準化推進協議会

標準化委員会規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人医療情報標準化推進協議会（以下本法人と称す）が定款施行規則第11条に基づき設置する標準化委員会（以下本委員会と称す）の職務について規定する。

(職務)

第2条 本委員会は、定款施行規則第10条第2項に定める事業を行う。
2 本委員会は、前項の事業を行うため、医療情報標準化指針（以下HELICS標準化指針と称す）の管理運用に係わる以下の各号の職務を行う。
(1) HELICS標準化指針の運用に係わる方針の策定
(2) 標準規格の提案勧告や標準規格の粒度の調整
(3) HELICS標準化指針申請書の受理から指針採択に至るまでの手続き
(4) HELICS標準化指針の廃棄

第2章 本委員会の構成

(構成)

第3条 本委員会は定款施行規則第11条の定めにより構成する
2 本委員会は、必要に応じて委員長が本委員会委員の中から選出する副委員長を置くことができる。

第3章 本委員会の開催

(開催)

第4条 委員長が必要に応じて本委員会を招集する。
2 本委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
3 本委員会委員は、テレビ会議または電話会議（以下「テレビ会議等」という）を利用して、本委員会の審議及び決議に参加することができる。当該委員は前項出席者数に算入する。

(議長及び議決)

第5条 本委員会の議長は、委員長が務める。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長あるいは委員の中から選出し、議長を務める。
- 3 本委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。
- 4 賛否同数の場合は議長の判断によって決する。

(HELICS標準化指針の審議)

第6条 HELICS標準化指針に申請される申請書の受理から採択までの取扱いに関する審議は、別に定めるHELICS指針申請の取扱いに関する規則に従い行う。

- 2 本委員会が、審査委員会からHELICS標準化指針の審査を引き継ぐ場合、審査委員会規程に準じて行う。

第4章 議事録

(議事録の作成)

第7条 本委員会の審議の結果は、定款施行規則第14条に定めるところにより、事務局が議事録として記録する。

- 2 事務局が委員会に出席出来ないときは、委員長が議事録作成者を指名する。

第5章 HELICS標準化指針の厚生労働省医療情報標準規格への推奨

(厚生労働省保健医療情報標準化会議への指針の推奨)

第8条 本委員会は、採択されたHELICS標準化指針を、厚生労働省の保健医療情報標準化委員会に厚生労働省標準規格として推奨するか否かを審議する。

- 2 本委員会は、前項審議の結果を、その理由を付して理事会に諮る。

第6章 本規則の改廃

(改廃)

第9条 本規則は、本委員会が起案し、運営会議による審議を経た後、理事会の議をもって改廃できる。

附則

本規則は2021年(令和3年)12月27日をもって実施する。